

令和 6 年度

定期監査結果報告書

富 田 林 市 監 査 委 員

富 監 第 1 6 号

令和7年5月1日

富田林市長 吉村 善美 様

富田林市監査委員

中川 元

花岡 秀行

伊東 寛光

定期監査結果報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

記

1. 監査の対象

産業まちづくり部

道路公園課、交通政策室、都市計画課、金剛地区再生室、

広域まちづくり課、住宅政策課、農業創造課、商工観光課

2. 監査の期間

令和6年11月5日 ～ 令和7年3月31日

3. 監査の範囲

令和5年9月～令和6年8月分の事務・事業

4. 監査の方法

今回の監査は、前記監査の対象、監査の期間、監査の範囲における財務に関する事務や経営に係る事業の管理に関する事務が関係法令等に従い適正で、効率的かつ合理的に行われているかどうかを主眼とし、事前に監査資料の提出を受け、関係書類の調査とともに、必要に応じて担当職員から説明を聴取し、現状の把握を行う方法により実施した。

また、内部統制に関しては、適宜、提出を求めたリスク評価シートから、適切なリスクマネジメントがなされているかについても確認を行った。

5. 監査の結果

概ね適正に処理されていると認められたが、一部において、検討・改善等を要するものが見受けられたので、善処されるよう要望する。

なお、検討・改善等の指摘事項について必要な措置を講じられた場合は、その旨通知されたい。

以下、監査結果について記述する。

【道路公園課】

道路公園課は、管理係、整備係、保守係及びみどり公園係で構成される。

道路認定に関すること、道路の占用許可及び施工承認に関すること、道路台帳の整備に関すること、開発行為における管理施設協議に関すること、道路及び法定外公共物の財産管理に関すること、地籍調査に関すること、簡易広告物の除却等に関すること、駐車場対策に関すること、部及び課の総合的な調整に関することを管理係で分掌している。

また、道路の新設及び改良並びに維持に関すること、道路政策並びに道路計画に関すること、交通安全施設の整備に関すること、生活道路の舗装に関することを整備係で分掌しており、道路及び公共下水道施設の保守に関することを保守係で分掌している。

そして、都市公園、緑地、児童遊園等の計画及び設置並びに維持管理に関すること、公園台帳の整備に関すること、公園、緑地等の占用、明示及び使用に関すること、開発行為における緑地公園の協議に関すること、自然環境の保全及び緑化推進に関すること、富田林の自然を守る市民運動協議会の事務局に関すること、みどりの基金の管理運用に関すること、一般財団法人富田林市公園緑化協会に関することをみどり公園係で分掌している。

○ 滝谷公園復旧工事（緊急突発工事）について（意見・要望）

本件のような緊急突発工事では、担当課は、契約検査課の定める「突発事務取扱要領（概要）」に基づき事務を行うことになっている。すなわち、業者選定を適切に行い、工事現場において担当課が業者に対し施工内容の指示を行い、業者による工事請負履行誓約書の提出をもって工事着手となる。工事執行伺については、施工内容が確定後、速やかに起票する。検査は、受注者が工事を完成したことを発注者に通知してから14日以内に完了することになっている。

本件については、これらの手順は適切に履践され、工事内容、金額ともに問題はない。ただし、工事期間が終了してから2か月後に工事請負契約が締結され、業者からの工事完了届の提出はそこからさらに2か月近くが経過している。

本件工事が有する特異性によるとも考えられるが、工事中は随時工事履行報告がなされていることから、終了後に工事請負契約書が交わされた以上は、契約上のトラブル防止の観点から、できるだけ早急に工事完了届の提出を受け、検査を実施して契約を終えるよう努められたい。

なお、このことは、他の同様の緊急突発工事にも当てはまることであるから、契約検査課からも適切に助言を行うよう努められたい。

【交通政策室】

交通政策室は、交通政策係で構成される。

総合的な交通政策に関すること、交通安全意識の普及、宣伝及び啓発指導に関すること、駅周辺自転車駐車場に関すること、富田林市自転車等の放置防止に関する条例の実施に関することを分掌している。

○ 富田林市レインボーバス事業補助金について（意見・要望）

レインボーバスは、平成5年運行開始、平成15年に有料化と補助金要綱を策定、「公共施設の利用を促進するとともに、市民の社会活動を支援すること」を目的とする富田林市レインボーバス事業を実施する近鉄バス株式会社にその運行経費等の一部を補助する」事業としてスタートした。その後、運行区間は富田林駅前～金剛連絡所間だけとなり、東西交通を担う役割を果たしてきた。

しかし、コロナ禍による輸送量の減少、民間バス事業者との競合への配慮等の措置（停留所一部廃止、路線一部変更、運賃改定）を経て、現在は金剛バス廃業への緊急措置として金剛ふるさとバス東條線への振り分けにより便数減少（9便から3便）となっている。

現在、富田林市交通会議では、地域公共交通マニュアル導入に向けた検討、交通不便地域における取組状況の報告、東西交通の円滑な移動に向けた路線バス乗継割引実証実験、本市を含む南河内地域4市町村の地域公共交通活性化協議会の報告等がなされているが、これらの諸事業の取組は、冒頭に示したレインボーバス事業補助金要綱の目的と少なからず関連している。

監査委員としても、これらの諸事業の取組との関連性を意識しつつ、あらためて「公共施設の利用の促進」と「市民の社会活動の支援」というレインボーバス事業の実現に向けた有効な財政措置となるよう要望する。

○ 富田林市地域公共交通活性化協議会負担金について（意見・要望）

令和5年の金剛バス廃止後、本市を含む南河内4市町村で構成する富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会が新たな公共交通体系を検討・運営している。金剛バス廃止翌日からは同協議会が自治体コミュニ

ティバス方式として「金剛ふるさとバス」を運行されている。同協議会の運営負担金は便数と営業距離による按分により決定されているが、受益者負担の公平性には課題が残る。路線バスが廃止となることによる混乱を避けるためのやむを得ない措置であったことは理解するが、そもそも従前は民間のバス事業者が運賃収入で運行してきたものであり、税財源の投入は最小限に留めるべきである。本市内の他の路線バス事業者と比較して割安な運賃を続けておきながら、厳しい財政状況下、本市の税財源から多額の負担金を拠出し続けるのは、他の地域の住民、とりわけ金剛ふるさとバスの利用者以外の住民との公平性を確保する観点から問題があるといわざるを得ない。

本市には交通不便地域が多数存在する。持続可能な交通政策を行うためにも、金剛ふるさとバスの運賃見直しを含めた本市の負担軽減に取り組むことを要望する。

【都市計画課】

都市計画課は、政策係、開発指導係で構成される。

都市計画に関すること、都市計画事業の総合調整に関すること、都市計画の決定、変更及び廃止に関すること、都市計画施設の明示に関すること、富田林市都市計画審議会の事務局に関すること、都市計画法に基づく測量等の試掘の許可、事業認可後の建築許可及び都市計画施設等の区域内の建築の規制に関すること、屋外広告物（簡易広告物の取扱いを除く。）に関すること、国土利用計画法に基づく届出及び遊休地に関すること、交通等バリアフリー基本構想に関すること、市街地再開発事業及び土地区画整理事業の実施に関すること、住居表示の整備に関すること、富田林市住居表示審議会の事務局に関すること、課の総合的な調整に関することを政策係で分掌している。

また、開発指導要綱に基づく協議、指導及び連絡調整に関すること、都市計画法に基づく開発許可等の指導に関すること、建築基準法に基づく許可等の指導に関すること、建築確認の経由事務に関すること、建築協定に関すること、優良宅地及び優良住宅等の認定に関すること、富田林市ラブホテル建築の規制

に関する条例の実施に関する事、建設リサイクル法（民間事業等）に関する事、大阪府福祉のまちづくり条例にかかる協議に関する事、耐震改修促進計画の総合的な調整に関する事、大阪府建築物に附属する特定の設備等の安全確保に関する条例に関する事を開発指導係で分掌している。

○ 駅前整備基金について（検討・改善）

富田林駅南地区都市再生整備計画に関する事業は、平成26年度に終了し、現時点で新たな計画はないとされる。一方、基金は、会計室において、統一的な運用方針に従い、適正に運用しているとのことである。

現在、基金は、約174百万円である（令和5年度末現在）。

本市は、市役所建替えをはじめ、公共施設整備等には、今後も多大な資金を要する状況である。基金廃止には、駅前整備基金条例の廃止を含む見直しが必要であるが、会計室は基金の運用だけを担うものであり、基金の廃止を含めた見直しを担うのは、担当課である都市計画課である。

条例の改廃を含め基金をどうするかについては、担当課が責任を持って対応しなければならない。

【金剛地区再生室】

金剛地区再生室は、金剛地区の再生（他の所管に属するものを除く。）に関する事を分掌している。

金剛地区再生に向けては、平成29年3月に「金剛地区再生指針」が策定され、同年度より事業が開始された。当初は都市計画課内において事務が執行されていたが、令和2年度より金剛地区再生室が新設され事業が推進されている。

○ 金剛駅周辺まちなかウォーカブル推進業務について（意見・要望）

金剛駅周辺を中心とした「金剛駅周辺まちなかウォーカブル推進」事業においては、歩行者通行量の増加および居住者満足度の向上を主な成果指標として

設定し、令和5年度から令和7年度を事業実施期間とする3か年計画のもと事業が展開されている。

初期指標値として用いられた令和4年度のデータは、新型コロナウイルス感染症の影響下にあるものであり、通常時との比較における精度に課題があるが、それ以前は調査等を行ったことがなく、データを持ち合わせていないとのことである。

また、中間評価の実施については、所管課としては令和7年度または令和8年度を目途に実施したい旨の意向が示されたが、財源確保が前提となるとのことである。

本事業は施策の成果が定量的にも定性的にも可視化されにくい点に課題があるため、事業効果を検証可能な数値指標を設定・取得・公表すること、並びにPDCAサイクルの確立により、改善に向けた継続的な取組を行うことを要望する。

なお、本事業については、広報誌やSNS、フォーラム等を通じた情報発信が行われている。他地区の住民や市外への波及も意識した取組が進められていることは評価するが、依然として「金剛地区だけの取組」として受け止められる懸念があるため、富田林市全体の課題としての共感形成に向けた更なる工夫が求められる。

○ 金剛駅を中心としたまちづくり検討調査について（意見・要望）

金剛地区（高辺台、久野喜台、寺池台）は、日本住宅公団（現UR都市機構）によりまち開きされてから半世紀以上が経過し、人口減少や少子高齢化、施設の老朽化等、いわゆるニュータウン問題が顕在化している。

金剛地区の人口は15,327人（令和7年3月末現在）と本市の人口の約15%を占めること、金剛駅（南海高野線）から徒歩圏内の地域を多く含んでいることから、金剛地区の活性化は市の活性化に直結すると言っても過言ではない。

このような中、金剛地区再生室は、まちの将来を見据えた大きい課題に真摯に取り組んでいることは評価する。また、金剛地区の再生にはUR都市機構や南海電気鉄道株式会社との関係を含め、多くの課題があることも承知してい

る。

たしかに、地区の基本構想の策定段階という取組の性格上、時間と労力、お金をかけても、直ちに分かりやすい成果が見えるものではない。

しかし、前述の意見でも述べたように、本市は、金剛地区以外の地区も課題を抱えており、それぞれにまちづくりの取組が求められる中、他地区の住民の理解を得ながら、金剛地区の再生に取り組まなければならない。そのために、「取組の見える化」と「市民への広報の工夫」に、これまで以上に努められたい。

【広域まちづくり課】

広域まちづくり課では、本市を含む近隣6市町村における以下の許認可事務を分掌している。これら許認可事務は、大阪府からの権限移譲を受けており、本市を含む近隣3市2町1村の広域連携により効率的に事務処理している。

- (1) 都市計画法に基づく許可等（市街化区域に限る。）に関すること。
- (2) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に基づく終身建物賃貸借事業の認可等に関すること。
- (3) マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）に基づくマンション建替事業に係る認可及び指導監督等に関すること。
- (4) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）に関すること。
- (5) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）の市街地再開発促進地域内における建築の許可及び市街地再開発事業の準備のための立入等の許可並びに再開発事業計画の認定等に関すること。
- (6) 土地区画整理会社及び個人並びに組合の土地区画整理事業に係る認可及び指導監督等並びに土地区画整理事業に係る建築行為等の許可等に関すること。

- (7) 防災街区整備事業の準備等のための立入り等の許可等及び施行区域内での建築行為等の許可等並びに防災街区計画整備組合の設立の認可等に関すること。
- (8) 岩石及び砂利採取計画の認可等に関すること。
- (9) 住宅地区改良法に係る事業地内における建築行為等の許可等に関すること。
- (10) 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成4年法律第76号）拠点業務市街地整備促進地域内における建築行為等の許可等に関すること。
- (11) 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）の被災市街地復興推進地域内における建築行為等の許可等に関すること。

○ 今回の監査において、特に指摘すべき事項はなかった。

【住宅政策課】

住宅政策課は、住宅政策係で構成される。

住宅施策の推進に関すること、市営住宅に関すること、住宅新築資金等に関すること、空き家対策の総合的な調整に関すること、民間建物の耐震化促進に関すること、若松地区再整備事業の総合的な調整に関することを分掌している。

○ 市営住宅管理業務について（意見・要望）

市営住宅の管理業務については、令和6年度から、指定管理者制度が導入された。しかし、指定管理者制度導入後も、従前、人権協議会（若松）や入居者組合（甲田、錦織）が担っていた一定の業務については、指定管理者からの再委託という形で行われており、指定管理者の業務と人権協議会や入居者組合の業務の棲み分けについては、市担当課には必ずしも明確な契約文言とはなっていない。

委託者である市担当課は、指定管理者に一元的に管理業務を委ねているとするが、再委託を承認している以上、指定管理者と再受託者との管理業務の棲み分けを把握するとともに、委託者として管理業務の実態について情報把握に努められたい。

【農業創造課】

農業創造課は、農業振興係、水路耕地係で構成される。

農林業の総合計画及び振興対策に関すること、生産緑地の総合調整に関すること、農業団体に関すること、農業委員会との連絡に関すること、米政策に関すること、農業の担い手に関すること、農業共済組合に関すること、農業公園に関すること、農林業の技術及び経営指導に関すること、農産物の生産出荷安定事業に関すること、農林業制度金融に関すること、農林業近代化施設の整備に関すること、農産物の地産地消に関すること、地元農産物の研究、開発に関すること、森林組合に関すること、農業協同組合に関すること、農業の構造改善事業に関すること、課の総合的な調整に関することを農業振興係で分掌している。

また、農業土木施設の整備及び助成に関すること、水路の管理に関すること、治山治水に関すること、河川事業に関すること、開発行為に係る一般下排水施設の指導及び検査に関することを水路耕地係で分掌している。

○ 今回の監査において、特に指摘すべき事項はなかった。

【商工観光課】

商工観光課は、観光振興係、商工労働係で構成される。

観光事業の推進に関すること、計量器検査に関すること、消費者行政に関すること、競艇事業に関すること、課の総合的な調整に関することを観光振興係で分掌している。

また、商工業の振興及び助成に関すること、商工業の事業資金の融資に関すること、地元特産品の研究、開発に関すること、労働問題の調査研究に関すること、勤労者の福祉に関すること、富田林市企業人権協議会に関することを商工労働係で分掌している。

○ 地域就労支援事業について（検討・改善）

地域就労支援事業については、委託業務として富田林市人権協議会と契約している。同業務において、令和6年度の相談実績が大きく減っている。担当課の説明によると、その理由の一つに支援員の交代があったとのことである。業務においては、相談・カウンセリングのみならず、相談者ごとに阻害要因（課題）を検討する場合、相談員がコーディネーター役をとなり、子育て支援、生活支援、困窮者支援、障がい者支援の関係機関が参画する個別ケース会議もあり、かかる高度に専門的な業務を担える者が必須である。そのような適格者を、協会内において配置することが困難であれば、相談担当者の業務内容について委託契約内容も含め見直しが求められるところである。

以上

監査等指摘事項一覧表

	監査名	資料頁等	部局名	課名	指摘区分	項目	内容	指摘日
1	令和6年度定期監査	—	まちづくり部 (産業まちづくり部)	道路公園課	意見・要望	滝谷公園復旧工事（緊急突発工事）について	本件のような緊急突発工事では、担当課は、契約検査課の定める「突発事務取扱要領（概要）」に基づき事務を行うことになっている。すなわち、業者選定を適切に行い、工事現場において担当課が業者に対し施工内容の指示を行い、業者による工事請負履行誓約書の提出をもって工事着手となる。工事執行伺については、施工内容が確定後、速やかに起票する。検査は、受注者が工事を完成したことを発注者に通知してから14日以内に完了することになっている。 本件については、これらの手順は適切に履践され、工事内容、金額ともに問題はない。ただし、工事期間が終了してから2か月後に工事請負契約が締結され、業者からの工事完了届の提出はそこからさらに2か月近くが経過している。 本件工事が有する特異性によるとも考えられるが、工事中は随時工事履行報告がなされていることから、終了後に工事請負契約書が交わされた以上は、契約上のトラブル防止の観点から、できるだけ早急に工事完了届の提出を受け、検査を実施して契約を終えるよう努められたい。 なお、このことは、他の同様の緊急突発工事にも当てはまることであるから、契約検査課からも適切に助言を行うよう努められたい。	令和7年5月1日
2	令和6年度定期監査	—	まちづくり部 (産業まちづくり部)	交通政策室	意見・要望	富田林市レインボーバス事業補助金について	レインボーバスは、平成5年運行開始、平成15年に有料化と補助金要綱を策定、「公共施設の利用を促進するとともに、市民の社会活動を支援することを目的とする富田林市レインボーバス事業を実施する近鉄バス株式会社にその運行経費等の一部を補助する」事業としてスタートした。その後、運行区間は富田林駅前～金剛連絡所間だけとなり、東西交通を担う役割を果たしてきた。 しかし、コロナ禍による輸送量の減少、民間バス事業者との競合への配慮等の措置（停留所一部廃止、路線一部変更、運賃改定）を経て、現在は金剛バス廃業への緊急措置として金剛ふるさとバス東條線への振り分けにより便数減少（9便から3便）となっている。 現在、富田林市交通会議では、地域公共交通マニュアル導入に向けた検討、交通不便地域における取組状況の報告、東西交通の円滑な移動に向けた路線バス乗継割引実証実験、本市を含む南河内地域4市町村の地域公共交通活性化協議会の報告等がなされているが、これらの諸事業の取組は、冒頭に示したレインボーバス事業補助金要綱の目的と少なからず関連している。 監査委員としても、これらの諸事業の取組との関連性を意識しつつ、あらためて「公共施設の利用の促進」と「市民の社会活動の支援」というレインボーバス事業の実現に向けた有効な財政措置となるよう要望する。	令和7年5月1日

※ 指摘事項について必要な措置を講じられた場合は、当該措置の内容を監査委員に通知すること。

監査等指摘事項一覧表

	監査名	資料頁等	部局名	課名	指摘区分	項 目	内 容	指摘日
3	令和6年度定期監査	—	まちづくり部 (産業まちづくり部)	交通政策室	意見・要望	富田林市地域公共交通活性化協議会負担金について	令和5年の金剛バス廃止後、本市を含む南河内4市町村で構成する富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会が新たな公共交通体系を検討・運営している。金剛バス廃止翌日から同協議会が自治体コミュニティバス方式として「金剛ふるさとバス」を運行されている。同協議会の運営負担金は便数と営業距離による按分により決定されているが、受益者負担の公平性には課題が残る。路線バスが廃止となることによる混乱を避けるためのやむを得ない措置であったことは理解するが、そもそも従前は民間のバス事業者が運賃収入で運行してきたものであり、税財源の投入は最小限に留めべきである。本市内の他の路線バス事業者と比較して割安な運賃を続けておきながら、厳しい財政状況下、本市の税財源から多額の負担金を拠出し続けるのは、他の地域の住民、とりわけ金剛ふるさとバスの利用者以外の住民との公平性を確保する観点から問題があるといわざるを得ない。 本市には交通不便地域が多数存在する。持続可能な交通政策を行うためにも、金剛ふるさとバスの運賃見直しを含めた本市の負担軽減に取り組むことを要望する。	令和7年5月1日
4	令和6年度定期監査	—	まちづくり部 (産業まちづくり部)	都市計画課	検討・改善	駅前整備基金について	富田林駅南地区都市再生整備計画に関する事業は、平成26年度に終了し、現時点で新たな計画はないとされる。一方、基金は、会計室において、統一的な運用方針に従い、適正に運用しているとのことである。 現在、基金は、約174百万円である（令和5年度末現在）。 本市は、市役所建替えをはじめ、公共施設整備等には、今後も多大な資金を要する状況である。基金廃止には、駅前整備基金条例の廃止を含む見直しが必要であるが、会計室は基金の運用だけを担うものであり、基金の廃止を含めた見直しを担うのは、担当課である都市計画課である。 条例の改廃を含め基金をどうするかについては、担当課が責任を持って対応しなければならない。	令和7年5月1日

※ 指摘事項について必要な措置を講じられた場合は、当該措置の内容を監査委員に通知すること。

監査等指摘事項一覧表

	監査名	資料頁等	部局名	課名	指摘区分	項 目	内 容	指摘日
5	令和6年度定期監査	—	まちづくり部 (産業まちづくり部)	金剛地区再生室	意見・要望	金剛駅周辺まちなかウォーカブル推進業務について	金剛駅周辺を中心とした「金剛駅周辺まちなかウォーカブル推進」事業においては、歩行者通行量の増加および居住者満足度の向上を主な成果指標として設定し、令和5年度から令和7年度を事業実施期間とする3か年計画のもと事業が展開されている。 初期指標値として用いられた令和4年度のデータは、新型コロナウイルス感染症の影響下にあるものであり、通常時との比較における精度に課題があるが、それ以前は調査等を行ったことがなく、データを持ち合わせていないとのことである。 また、中間評価の実施については、所管課としては令和7年度または令和8年度を目途に実施したい旨の意向が示されたが、財源確保が前提となるとのことである。 本事業は施策の成果が定量的にも定性的にも可視化されにくい点に課題があるため、事業効果を検証可能な数値指標を設定・取得・公表すること、並びにPDCAサイクルの確立により、改善に向けた継続的な取組を行うことを要望する。 なお、本事業については、広報誌やSNS、フォーラム等を通じた情報発信が行われている。他地区の住民や市外への波及も意識した取組が進められていることは評価するが、依然として「金剛地区だけの取組」として受け止められる懸念があるため、富田林市全体の課題としての共感形成に向けた更なる工夫が求められる。	令和7年5月1日
6	令和6年度定期監査	—	まちづくり部 (産業まちづくり部)	金剛地区再生室	意見・要望	金剛駅を中心としたまちづくり検討調査について	金剛地区（高辺台、久野喜台、寺池台）は、日本住宅公団（現UR都市機構）によりまち開きされてから半世紀以上が経過し、人口減少や少子高齢化、施設の老朽化等、いわゆるニュータウン問題が顕在化している。 金剛地区の人口は15,327人（令和7年3月末現在）と本市の人口の約15%を占めること、金剛駅（南海高野線）から徒歩圏内の地域を多く含んでいることから、金剛地区の活性化は市の活性化に直結すると言っても過言ではない。 このような中、金剛地区再生室は、まちの将来を見据えた大きい課題に真摯に取り組んでいることは評価する。また、金剛地区の再生にはUR都市機構や南海電気鉄道株式会社との関係を含め、多くの課題があることも承知している。 たしかに、地区の基本構想の策定段階という取組の性格上、時間と労力、お金をかけても、直ちに分かりやすい成果が見えるものではない。 しかし、前述の意見でも述べたように、本市は、金剛地区以外の地区も課題を抱えており、それぞれにまちづくりの取組が求められる中、他地区の住民の理解を得ながら、金剛地区の再生に取り組まなければならない。そのために、「取組の見える化」と「市民への広報の工夫」に、これまで以上に努められたい。	令和7年5月1日

※ 指摘事項について必要な措置を講じられた場合は、当該措置の内容を監査委員に通知すること。

監査等指摘事項一覧表

	監査名	資料頁等	部局名	課名	指摘 区分	項 目	内 容	指摘日
7	令和6年度定期監査	—	まちづくり部 (産業まちづくり部)	住宅政策課	意見・ 要望	市営住宅管理業務について	市営住宅の管理業務については、令和6年度から、指定管理者制度が導入された。しかし、指定管理者制度導入後も、従前、人権協議会（若松）や入居者組合（甲田、錦織）が担っていた一定の業務については、指定管理者からの再委託という形で行われており、指定管理者の業務と人権協議会や入居者組合の業務の棲み分けについては、市担当課には必ずしも明確な契約文言とはなっていない。 委託者である市担当課は、指定管理者に一元的に管理業務を委ねているとするが、再委託を承認している以上、指定管理者と再委託者との管理業務の棲み分けを把握するとともに、委託者として管理業務の実態について情報把握に努められたい。	令和7年5月1日
8	令和6年度定期監査	—	産業部 (産業まちづくり部)	商工観光課	検討・ 改善	地域就労支援事業について	地域就労支援事業については、委託業務として富田林市人権協議会と契約している。同業務において、令和6年度の相談実績が大きく減っている。担当課の説明によると、その理由の一つに支援員の交代があったとのことである。業務においては、相談・カウンセリングのみならず、相談者ごとに阻害要因（課題）を検討する場合、相談員がコーディネーター役をとなり、子育て支援、生活支援、困窮者支援、障がい者支援の関係機関が参画する個別ケース会議もあり、かかる高度に専門的な業務を担える者が必須である。そのような適格者を、協会内において配置することが困難であれば、相談担当者の業務内容について委託契約内容も含め見直しが求められるところである。	令和7年5月1日

※ 指摘事項について必要な措置を講じられた場合は、当該措置の内容を監査委員に通知すること。

令和 6 年度

財政援助団体等
監査結果報告書

富田林市監査委員

富 監 第 1 6 号
令和7年5月1日

富田林市長 吉村 善美 様

富田林市監査委員
中川 元
花岡 秀行
伊東 寛光

財政援助団体等監査結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

記

1. 監査の対象

一般財団法人 富田林市公園緑化協会
所管課 産業まちづくり部 道路公園課

2. 監査の期間

令和6年11月5日 ～ 令和7年3月31日

3. 監査の範囲

令和5年度分の財政援助に係る事務・事業

4. 監査の方法

今回の監査は、前記監査の対象、監査の期間、監査の範囲における財務に関する事務や経営に係る事業の管理に関する事務が関係法令等に従い適正で、効率的かつ合理的に行われているかどうかを主眼とし、事前に監査資料の提出を受け、関係書類の調査とともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、現状の把握を行う方法により実施した。

5. 事業の概要

(1) 設立及び目的

一般財団法人 富田林市公園緑化協会（以下「緑化協会」という。）は、富田林市の公園、緑地の調和のとれた発展、愛護思想の向上及び緑化推進の啓発普及を図り、市民の福祉の増進に寄与することを目的とし、昭和61年に14,000千円（令和6年3月末現在70,000千円）を市が全額出資して財団法人として設立された（平成25年4月1日に一般財団法人に移行）。

(2) 事業の概要

定款第5条の規定等により、緑化協会が行う事業は次のとおりである。

1. 緑化推進サポート事業

- ① 緑のアドバイザー事業
- ② みどりの勉強会講座
- ③ 樹木医による緑化相談
- ④ 緑化講習会への講師派遣
- ⑤ 緑化事業への協力

2. 緑化普及啓発事業

- ① 「園芸講座」の開催
- ② 「花の苗」等の学校配布
- ③ 緑の広報誌等の製作配布
- ④ 図画コンクールの実施
- ⑤ 花の種配布（秋・春）
- ⑥ 腐葉土の配布

- ⑦ 「花とみどり」のふれあい事業
- ⑧ 「緑化フェア&植木市」参加協力
- ⑨ 各種イベント協賛として市が主催するイベント等に協賛

3. 受託事業

- ① 啓発（フラワーポット）事業
- ② 公園緑地等管理事業
- ③ 街路樹等管理事業
- ④ 公共施設樹木管理事業

6. 監査の結果

令和5年度、本市から、31,620,024円の公園緑化協会育成事業補助金及び265,958,770円の委託料が緑化協会に対して支出されており、緑化協会の決算書類等との照合、使途について調査した結果、その事務は法令等にしたが概ね適正に執行されているものと認められ、特に指摘すべき事項はなかったが、下記のとおり一点要望する。

緑化協会は、富田林市の公園、緑地の調和のとれた発展や愛護思想の向上及び緑化の推進の啓発普及等を図ることを目的として設立され、花の種等の配布や緑化・園芸教室の開催、緑化相談、各種イベントなどの啓発事業と、都市公園等管理事業や街路樹等管理事業などの受託事業を行っている。

令和6年度の予算においても事業収益のほとんどが、市からの受託収益であり、支出の大部分は事業委託料とあって、会計上は、市から受託した主に都市公園等の管理業務を再委託することが中心となっている。

労務単価が日々高騰を続ける昨今の状況において、とくに再委託が中心となっている受託事業については、引き続き、さらに効率性（成果に対して最小の経費、労力で事業が執行されているか）、有効性（目的に見合った成果が表れているか）を意識した事業を取り組まれ、緑化環境の維持に努められるよう要望する。

以上